

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年9月29日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
中川2	今治市菊間町中川337番	625-50	山林	1.26	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川396番	625-80-1.2	山林	1.32	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川421番2	625-115	山林	0.19	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川425番	625-120	山林	2.44	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川426番3	625-123	山林	0.06	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川426番4	625-124	山林	0.04	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川426番5	625-125	山林	0.17	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川428番	625-129	山林	0.65	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町中川431番	625-132-1.2	山林	1.66	公告の日から 2030.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。